

神田山長生園ふれんど 運営規程 (指定1日型デイサービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人藤田長生会が開設する神田山長生園ふれんど（以下「事業所」という。）が行う指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定1日型デイサービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 神田山長生園ふれんど

(2) 所在地 広島市東区戸坂千足一丁目12番23号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 5名（常勤兼務1名、非常勤兼務4名）

生活相談員は、事業所に対する指定1日型デイサービスの利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して1日型デイサービス計画の作成等を行う。

(3) 介護職員 23名（常勤専従7名、常勤兼務1名、非常勤専従8名、非常勤兼務7名）

介護職員は、1日型デイサービス計画に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

(4) 看護職員 5名（非常勤兼務5名）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(5) 機能訓練指導員 6名（常勤専従1名 非常勤兼務5名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓

練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(ただし日曜日 12月29日～1月3日は休み)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
 - ① 指定1日型デイサービス
午前9時50分～午後4時00分(月曜日から土曜日)

(指定1日型デイサービスの利用定員)

第6条 指定1日型デイサービスの利用定員は、次のとおりとする。

1単位： 33名(月曜日から土曜日)

(指定1日型デイサービスの内容)

第7条 指定1日型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導、相談援助
- (2) 健康チェック
- (3) 機能訓練
- (4) 食事の提供
- (5) 入浴介助
- (6) 送迎

(利用料等)

第8条 指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定1日型デイサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1kmにつき20円
 - (2) 食事の提供に要する費用 600円(別途おやつ代50円)
 - (3) オムツ代 50円
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定1日型デイサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

東区(福田・馬木を除く) 西区(三滝町、楠木町、三篠町、大芝)

安佐南区（東原、祇園、東野、西原、川内、中筋、古市）

安佐北区（口田、口田南、落合南）中区（白島、基町、本川町、幟町、上八丁堀）

（衛生管理等）

第10条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定1日型デイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定1日型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定1日型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第14条 事業所は、利用者に対する指定1日型デイサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

（相談・苦情に関する対応）

第15条 事業所は、指定1日型デイサービスの提供に係る利用者及び家族からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切な対応のために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報保護）

第16条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要

に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 事業所は虐待の発生又は、再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的開催する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 事業所は、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を、利用者、家族にあらかじめ説明し同意を得、記録するものとする。

(感染症)

第19条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所に置いて、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント)

第21条 事業所は、適切な指定通所介護等を提供する観点から、事業所内や利用者等との

関わりにおいて行われる性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動等であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条

1. 事業所は、従業者の質的向上を図るため、定期的に研修に参加する機会を設ける。
2. 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人藤田長生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年10月 1日 から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規程は、平成31年 3月 1日 から施行する。(従業員の員数、利用者定員の改訂)

この規程は、2019年 8月 1日 から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規程は、2020年 4月 1日 から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規程は、2021年 1月15日 から施行する。(従業員の員数/営業日/利用人数改訂)

この規程は、2021年 12月 1日 から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規程は、2022年 4月 1日 から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規程は、2022年 4月18日 から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規定は、2022年 12月 1日 から施行する。(従業員の員数の改訂、実施地域の変更)

この規定は、2023年 4月 1日から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規定は、2023年 7月 1日から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規定は、2024年 4月 1日から施行する。(従業員の員数の改訂)

第14条以降の条文の追加・文言の整理

この規定は、2024年 4月15日から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規定は、2024年 5月 1日から施行する。(従業員の員数の改訂)

この規定は、2025年 4月 1日から施行する。(従業員の員数の改訂)